

御杖村認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正
する条例

御杖村認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例(平成 10 年御杖村条例
第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」
に改める。

第 5 条第 1 項中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 11 条前段中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」
に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。